

## 教育研究評議会から選出する学長選考・監察会議委員の選考に関する基本方針

令和4年3月28日  
教育研究評議会決定

長崎大学学長選考・監察会議規則第3条第2号に規定する教育研究評議会から選出する委員にあつては、本学の「教育研究」と「経営」の責任と権限を有する学長の選考、業績評価、解任の申出等の重要な役割を担うことから、原則として以下の方針に基づき選考するものとする。

なお、本方針は、本学を取り巻く情勢や求められる責務などを踏まえ、適宜検証を加え、適切な内容となるよう、改正を行うものとする。

### 1 学長選考・監察会議委員の選考について

学長を除く教育研究評議会の評議員のうちから、学長の選考等を行うに当たりふさわしい者を、同評議会の評議員の投票により選出するものとする。ただし、理事は2名までしか学長選考・監察会議委員に含めることができない。

### 2 その他

本方針に定めるもののほか、委員の選考について必要な事項は、教育研究評議会の議を経て別に定めることができる。